



CDBSモデル導入による家計への影響

デジタル社会における新たな社会保障・税制モデル「CDBS」(Centralized Digital Basic Society) の導入が家計にもたらす影響を所得階層・家族構成別に分析します。

アジェンダ

CDBS構想の概要

新しい社会保障・税制の仕組みと基本原則

試算の前提条件

分析に用いた条件設定と計算方法

所得階層別の影響

低所得・中所得・高所得者への影響分析

家族構成別の影響

様々な世帯タイプへの影響分析

再分配効果と格差への影響

社会全体の所得分配への効果

財政収支への影響

歳入・歳出構造の変化と持続可能性

CDBS構想とは

Centralized Digital Basic Society（CDBS）は、日本の社会保障・税制を抜本的に再設計する構想です。

この構想では、デジタル通貨を活用した単一の「決済税」導入と、全国民への一律のベーシックインカム支給を柱としています。

また、医療・介護・教育の基本サービスを完全無償化し、社会保障制度を大幅に簡素化・効率化することを目指しています。



CDBS構想の主な特徴



全国民に一律ベーシックインカム

全国民に月額10万円（年間120万円）のベーシックインカム（BI）を支給します。年金・生活保護・児童手当などあらゆる給付はこのBIに統合されます。



医療・介護・教育の無償化

公的な医療・介護・教育の基本サービスを完全無償化します。先進医療や自由診療、私立学校などのみ自己負担となります。



単一の「決済税」導入

CBDC（デジタル円）を用いた単一の「決済税」を導入し、全ての支払い取引に約5～7%の課税を自動で行います。所得税・法人税・消費税・社会保険料などは廃止されます。

試算の前提条件

本分析では以下の前提条件に基づいて試算を行いました：

- ベーシックインカム（BI）は全年齢一律月10万円（年間120万円）を支給
- 決済税率は5～7%程度（シナリオにより変動）
- 現行制度下の税・社会保険料負担および年金受給額等は2025年時点の制度・水準に基づき計算
- 「可処分所得」は、世帯の現金収入から直接税・社会保険料を差し引き、消費税（CDBS下では決済税）負担も控除した後の実質的な可処分額として比較
- 医療費や教育費の公費化による恩恵は金額試算に直接は含めず、別途考察

所得階層別の影響：概要

所得階層別に単身者世帯の手取り（可処分所得）の変化を分析しました。CDBS導入後は、所得に関係なく毎月10万円のBIが加算され、所得税や社会保険料負担はゼロとなります。その代わり消費に際して一律の決済税が課されます。

総じて、低所得層ほどBIが収入に占める割合が大きく恩恵も相対的に大きい一方、高所得層も税負担軽減により手取りベースでは大幅な増収となることが分かりました。

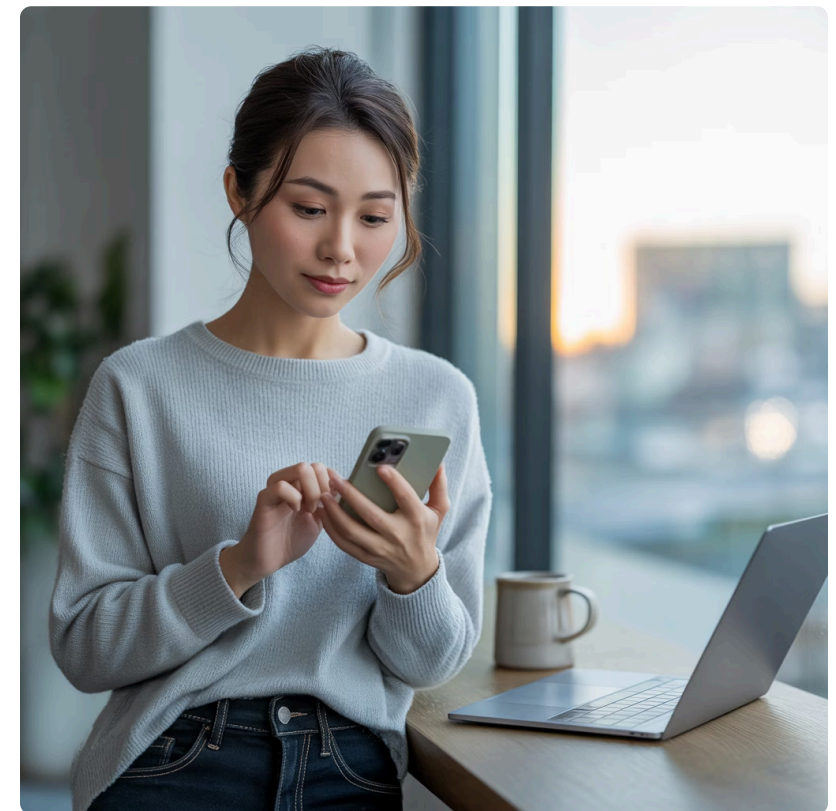


低所得単身者への影響

年収300万円の単身者の場合

現行制度では年間手取り約240万円（約80%の手取り率）でしたが、CDBS導入後はBI年間120万円の支給により総収入が増え、消費への決済税負担を差し引いても手取りは約390万円と1.6倍超に増加します。

これは社会保険料負担が不要になることと、BIの占める割合が大きいためです。低所得層では可処分所得が大幅に押し上げられ、貧困線を上回る生活水準がほぼ自動的に保障されます。



中所得単身者への影響



年収500万円の単身者の場合

現行手取りは約390万円でしたが、CDBS下では約580万円と1.5倍近くに増加します。

BIの120万円が加わる一方で所得税・住民税（約38万円）や社会保険料（約72万円）の負担がなくなり、決済税による支出増はあるもののトータルでは可処分所得が約63%増加します（約390万円→580万円）。

中間層に広く恩恵が及ぶことが示されています。

高所得単身者への影響

年収1000万円の単身者の場合

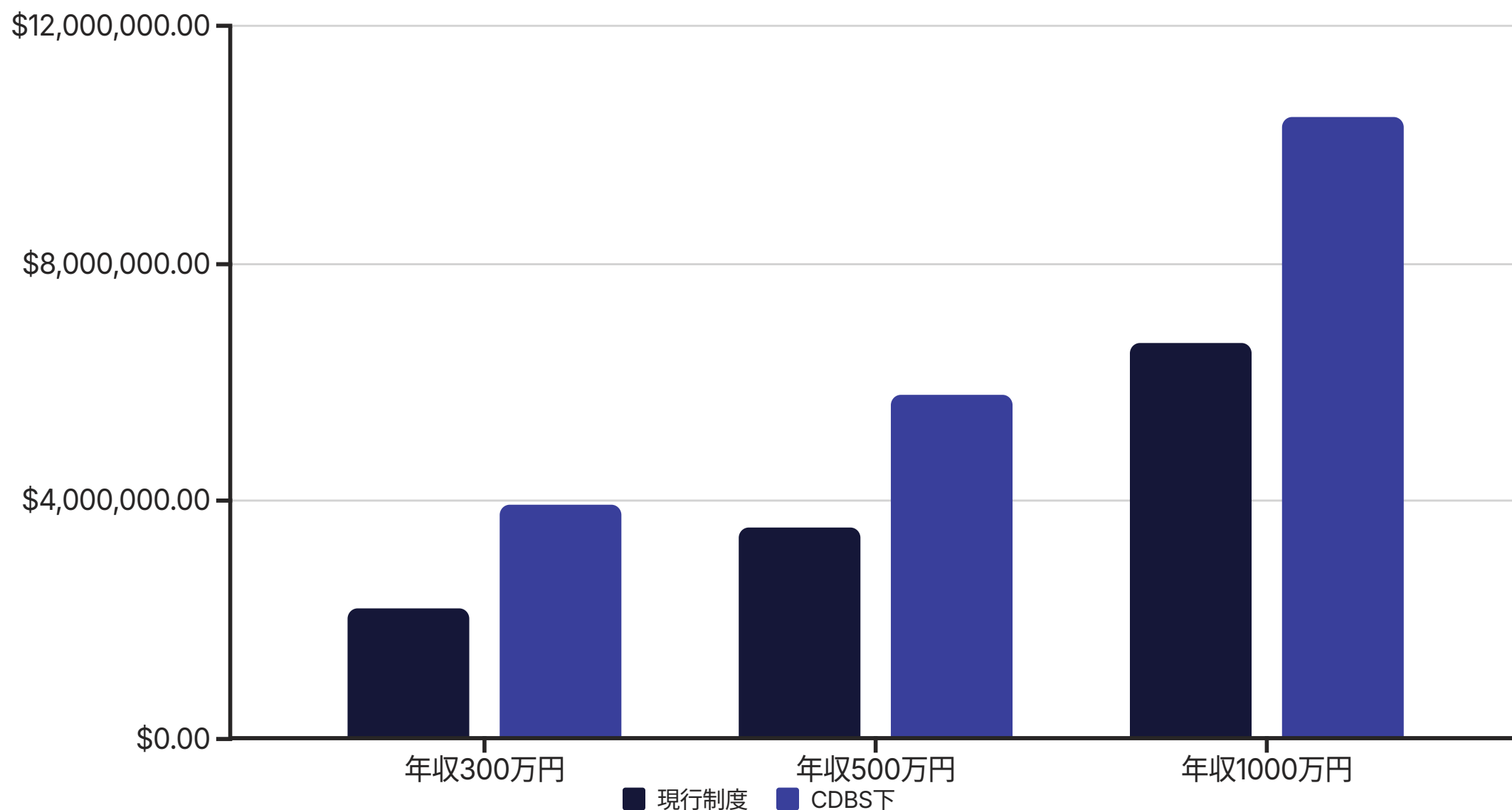
現行では累進課税により手取りは約730万円（手取り率73%）に留まっていた。CDBS下ではBI支給後の総収入が1120万円となり、所得税廃止で収入の全額が手取りベースとなります。

ただし消費時に決済税を負担するとしても可処分所得は約1050万円前後となり、現行よりも約45～50%増加すると見込まれます（約730万円→1050万円）。

高所得層は従来大きかった累進課税負担が消えるため、絶対額・増加率ともに大幅な手取り増となります。



所得階層別（単身者）可処分所得の比較



低所得層ではBIにより可処分所得が飛躍的に増加し生活水準の底上げ効果が大きい一方、高所得層も従来の累進課税が無くなることでかなりの増収となる点が特徴です。

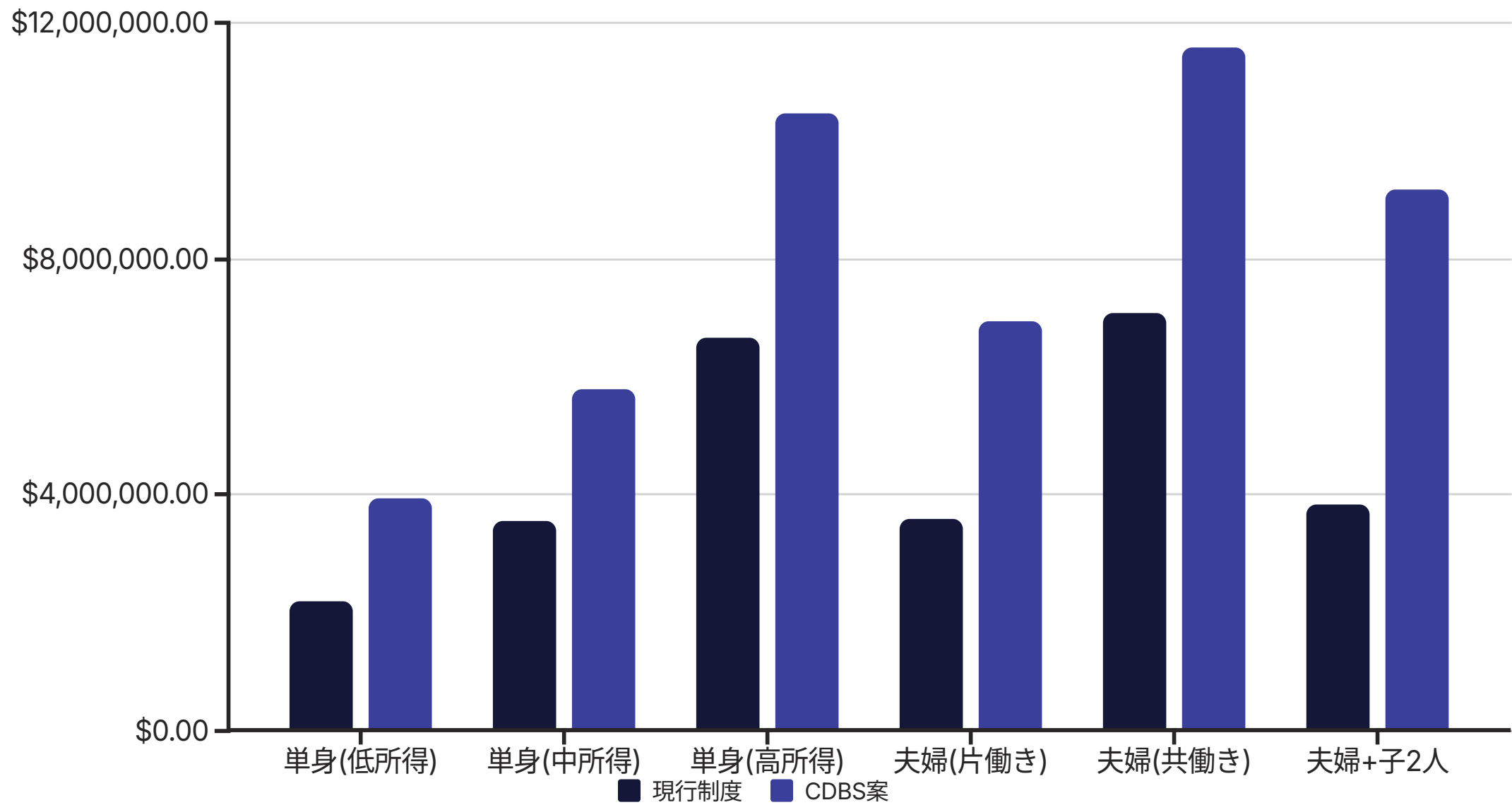
家族構成別の影響：概要

続いて、家族構成ごとに代表的なモデル世帯の可処分所得を比較します。ここでは年収や家族人数を具体的に設定し、現行制度とCDBS下での世帯全体の可処分所得（年間）を試算しました。

各モデルの定義と計算に用いた主な条件：

- 現役世帯では主たる稼ぎ手の給与収入を設定（共働き世帯は2名それぞれの収入を設定）
- 現行制度の税・社会保険料は扶養親族控除や配偶者控除を適用（該当時）
- 高齢者は現行制度で公的年金収入を設定し、社会保険料支払い後の手取りを算出
- 消費税（10%）および決済税（5～7%）の負担を可処分所得から差し引いて比較

家計モデル別の年間可処分所得比較



CDBS導入によりほぼ全てのケースで手取りが大幅増となり、特に子どもがいる世帯で顕著に増加していることが分かります。

共働き・片働き夫婦世帯への影響

片働き夫婦世帯（年収500万円）

現行制度では配偶者控除の適用で多少税負担が軽減されますが、収入が一馬力のため手取りは約360万円にとどまります。

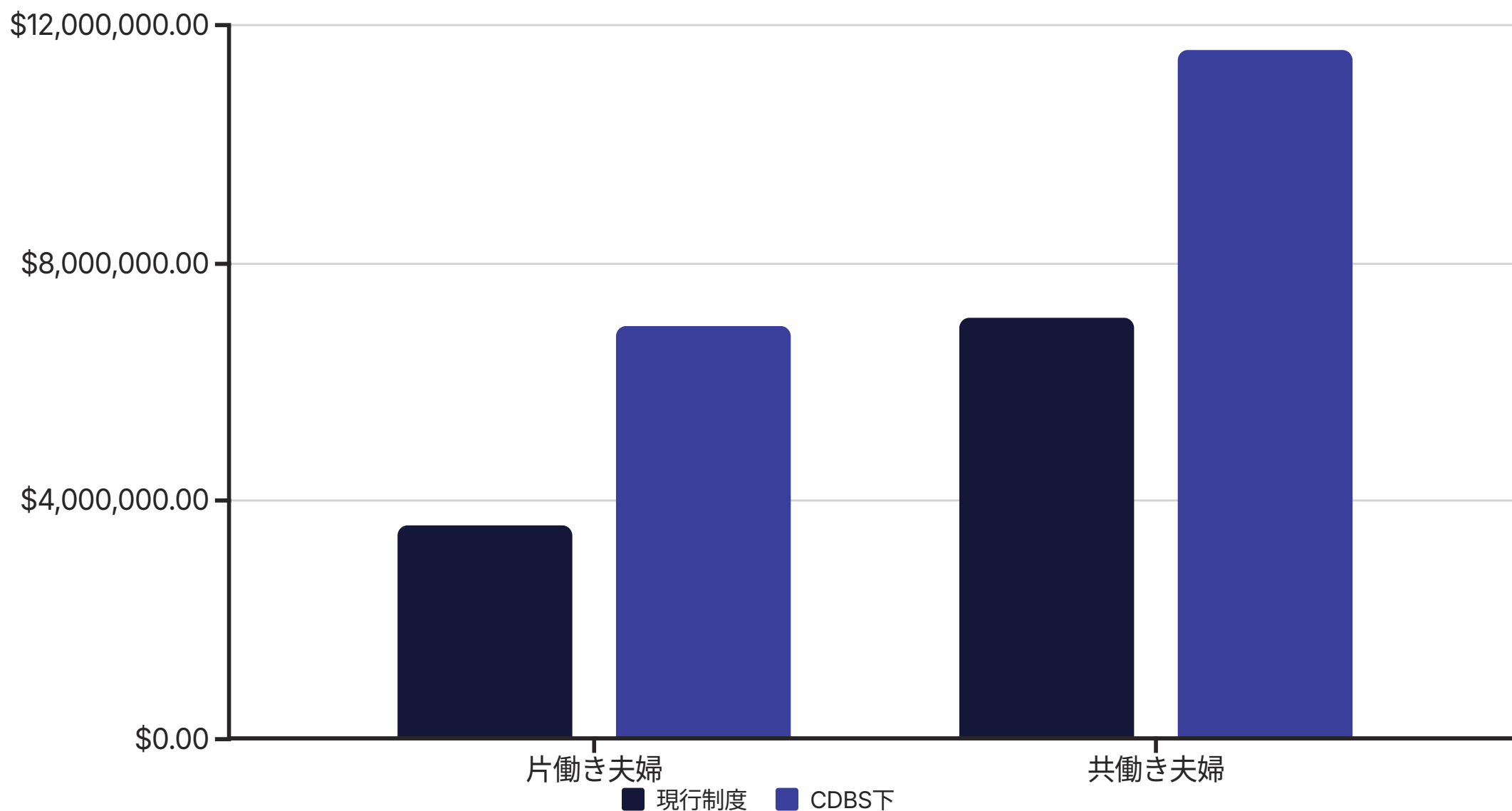
CDBS下では、夫婦2人それぞれに月10万円のBI（年間240万円）が支給されるため、手取りは約690万円に増加し現行比で約1.9倍（+92%）もの大幅増となります。

共働き夫婦世帯（年収500万円×2人）

現行制度では両者に課税されるため世帯合計の可処分所得は約780万円でした。

CDBS下では、夫婦合計の収入（1000万円）に加えBIの240万円が支給され、決済税負担を考慮しても可処分所得は約1160万円と現行より約+50%増加すると試算されます。

夫婦世帯（子ども無）可処分所得の比較



夫婦のみ世帯では片働き・共働きいずれも可処分所得は大幅増となりますが、とりわけ片働き世帯の増収効果が顕著です。BIが稼ぎ手の有無にかかわらず大人1人ひとりに給付される仕組みのため、現行制度で収入の無かった配偶者にも収入源が生まれる形となり、世帯全体の手取りが大きく底上げされます。

片働き世帯の増収効果が顕著な理由



専業配偶者への直接給付

現行制度では収入のない専業主婦（夫）が直接受け取る給付は無いのに対し、CDBSでは大人2人分のBI給付があります。



税・社会保険料負担の消滅

片働き世帯でも共働き世帯と同様に、所得税・住民税・社会保険料負担が完全になります。



収入に対するBI割合が大きい

元々手取り収入が低めだった片働き世帯では、BIによる増収インパクトが非常に大きくなります。

共働き世帯も二重取りされていた税・保険料が無くなるメリットが大きく、可処分所得は大きく増えますが、その増加率は片働き世帯に比べるとやや小さくなります（それでも+60%以上の増加）。

子育て世帯（夫婦と子ども）への影響

子どもがいる世帯の特徴

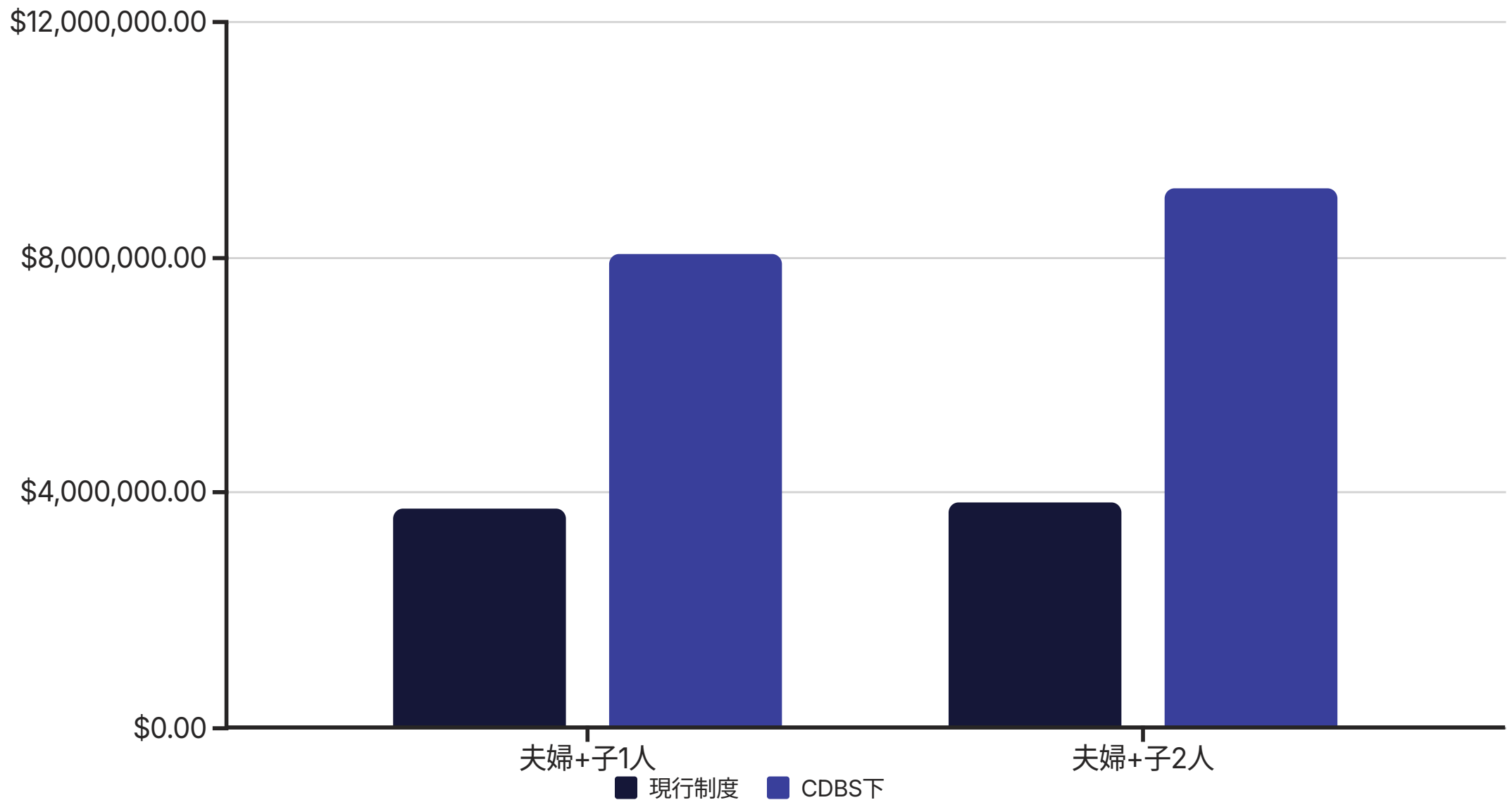
CDBS下では、子どもにも一律にBI月10万円（年120万円）を給付する前提です。そのため子どもがいる世帯では人数分のBIが上乗せされ、収入が大幅に増加します。

現行制度では、児童手当として子1人あたり年約12～18万円の給付がありますが、それ以外は子の有無による直接的な収入増はありません。



全ての子どもにBIを付与し教育費も無償化するため、実質的に「子ども1人あたり月10万円＋学費免除」の支援を政府が行う形となり、現行の児童手当や高等教育無償化制度をはるかに上回る給付水準となります。

子育て世帯の所得変化



子1人世帯ではBI給付総額は大人2人+子1人=3人分で年間360万円にのぼり、元の年収500万円と合わせ総収入860万円となります。子ども2人世帯ではBI給付は年間480万円（4人分）に達し、手取りは約920万円前後となり、現行（約382万円）の2.4倍（+140%）もの水準に跳ね上がります。

子育て世帯への恩恵が大きい理由

1 子ども人数に比例した収入増加

BI給付による増収効果が子どもの人数に比例して大きくなります。従来は子どもが増えても児童手当（月1万円程度/人）がわずかに支給されるのみでしたが、CDBS下では子ども1人につき月10万円の給付があります。

2 教育費の完全無償化

公教育の完全無償化により、子育て世帯の大きな支出項目であった教育費負担が激減します。これは金額試算には含めていませんが、実質的な家計改善効果はさらに大きくなります。

3 医療費負担の軽減

子どもの医療費自己負担もなくなるため、特に小さな子どもがいる世帯では頻繁な通院や予防接種などの費用負担がゼロになる効果も大きいです。

CDBSは子育て世帯に極めて手厚い再分配を行う制度設計となっており、子育てコストによる可処分所得の逓減が完全に解消されます。結果として、若年層の経済的不安の軽減や出生率への正の効果も期待できます。

老親扶養世帯（三世代世帯等）への影響

三世代世帯のモデルケース

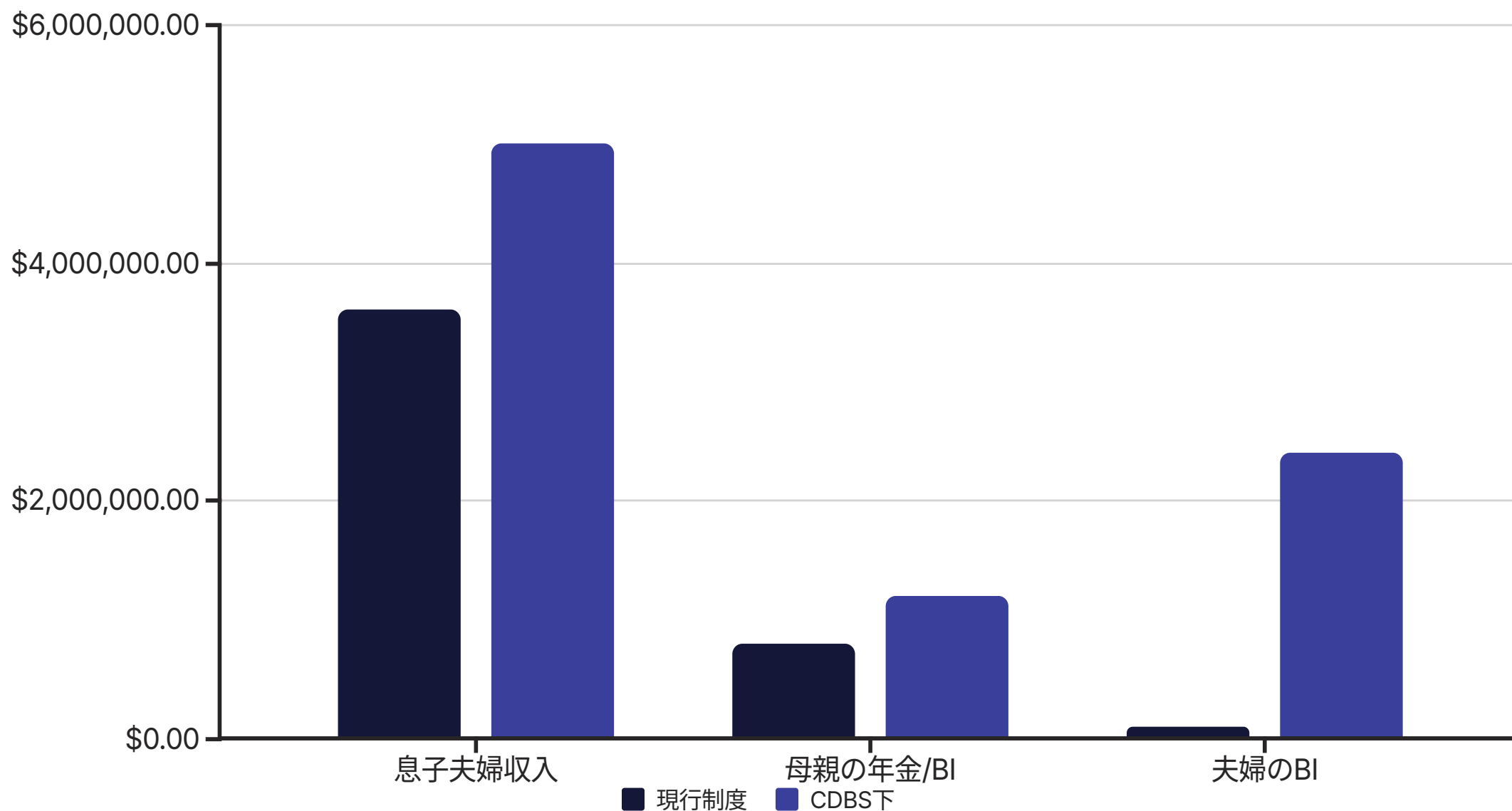
年収500万円の息子世帯（妻は無収入）と同居の75歳の母親（年金収入年間80万円程度）というケースを考えます。

現行制度では、母親は国民年金等を受給し、息子の扶養親族として申告することで息子の所得税が若干軽減されます。全体として、世帯合計の可処分所得は約440万円ほどと試算されます。

CDBS下では、母親の年金は廃止されますが代わりに母親本人にもBIが月10万円支給されます。世帯の総収入は、息子の給与500万円＋大人3人分のBI360万円＝860万円となり、可処分所得は約800万円強となります。



老親扶養世帯の所得変化



内訳を見ると、息子夫婦＋母の3人分のBI給付だけで現行の収入水準をほぼ上回っており、特に無収入だった妻と低年金の母親に月10万円が支給される効果が絶大です。現行制度では息子が仕送り等で高齢の親を支えるケースも多いですが、CDBS下では高齢親自身がBIを受給するため仕送り負担も軽減され、扶養家族を抱える現役世帯の負担は大きく和らぐと考えられます。

老後無就業世帯（高齢者のみ世帯）への影響



高齢夫婦世帯のモデルケース

公的年金収入のみで暮らす高齢夫婦世帯を想定し、現行制度では夫婦合計で年金年額300万円（平均的な厚生年金夫婦に相当）としました。

現行制度では年金から介護保険料・後期高齢者医療保険料などが天引きされるほか、一部は課税対象にもなります。実質的な可処分所得は消費税負担も考慮し約236万円程度と試算されます。

CDBS下では公的年金給付はゼロになりますが、夫婦2人分のBI計240万円が支給されます。可処分所得ベースでは約224万円となり、現行とほぼ同水準かやや下回る程度との結果が得られました。

年金水準別の高齢者世帯への影響

1.5倍

国民年金のみの増収率

夫婦で国民年金だけの場合（月額約5~6万円/人、年金合計約156万円/年）、CDBS下ではBI合計240万円となり収入が約1.5倍に増加します。

1.0倍

平均的厚生年金世帯

夫婦合計で年金年額300万円の世帯では、CDBS下のBI給付240万円と比較すると、収入はほぼ同水準となります。医療費負担減を考慮すれば実質的な生活水準は維持できます。

0.8倍

高額年金受給者の減少率

高額の厚生年金を受給している世帯（例：夫婦合計400万円以上）では、CDBS下のBI給付のみでは収入が減少する可能性があります。

高齢世帯内でも現在の年金受給額に応じて明暗が分かれうる点は重要です。高所得の年金生活者はBIで一定の目減りが生じる一方、低年金で困窮している高齢者には十分な生活保障が行われます。全体としては高齢者層でも所得下位層ほど恩恵が大きく、再分配効果により高齢貧困問題の緩和が期待できます。

特別なケアが必要な高齢者への影響

要介護・障害のある高齢者の課題

要介護や重度障害のある高齢者など、特に高いケアニーズを持つ世帯については、一律BIだけでは現行制度ほど十分に対応できず生活水準が低下するおそれも指摘されています。

例えば要介護者向けの給付（特別障害者手当等）や介護サービスの自己負担軽減策が現行はありますが、CDBSではそれらがBIに一本化されるため、ケアに追加費用のかかる世帯では負担増となる可能性があります。

考えられる対応策

CDBS導入にあたっては、医療・介護の無償化だけでなく、重度障害者や要介護高齢者への追加支援策も検討が必要でしょう。

- 要介護度に応じた追加給付
- 障害の程度に応じた特別手当
- 在宅介護サービスの拡充
- 住環境改善への補助

再分配効果の分析：生活水準への影響



絶対的貧困の大幅減少

政府が全国民に最低限の所得を保証することで所得分配は底上げされ、絶対的貧困は大幅に減少すると期待されます。



世帯間格差の縮小

子どもや非労働力人口（専業主婦、高齢者など）にも直接所得が配分されるため、世帯単位で見た所得格差は縮小に向かいます。



中間層の生活余裕

中間層も可処分所得が増えることで消費や貯蓄に余裕が生まれる効果が見込まれます。

一方で、累進課税の廃止により高所得層の税負担が軽減されるため、上位層の取り分が増加して所得格差拡大要因ともなりうる点には注意が必要です。実際、本試算では年収1000万円の単身世帯の可処分所得が約45%増加し、2000万円超の高所得世帯では倍増以上も起こり得る計算です。

所得分配への総合的影響

格差縮小要因

- ゼロ所得層の消滅
- 最低所得保障による底上げ
- 低所得層への相対的恩恵大
- 扶養家族への直接給付
- 医療・教育の無償化による再分配

格差拡大要因

- 累進課税の廃止
- 高所得者の税負担軽減
- 資産課税の不在
- 一律給付の限界
- 特別ニーズへの対応不足

所得下位～中間層の生活水準は大幅に向上するものの、上位層も依然豊富な可処分所得を得る状況となり、格差縮小効果は主に「低所得層の底上げ」という形で現れると考えられます。

財政収支と政府歳出構造への影響

必要財源の規模

BI給付については、全国民（約1.25億人）に年間120万円を支給すると総額は約150兆円に達します。ただしこれは現在行われている年金・生活保護・児童手当などの給付を全て含んだ数字でもあります。政府試算では、BI導入によって廃止できる現行給付（基礎年金や生活保護等）の合計は約99兆円とされており、その分はBIに振り替え可能です。

医療・介護の無償化に伴う費用は、医療費の自己負担分（約14兆円）＋保険料分（約20兆円）＝34兆円程度になります。教育無償化についても新たに数千億～1兆円程度が必要です。

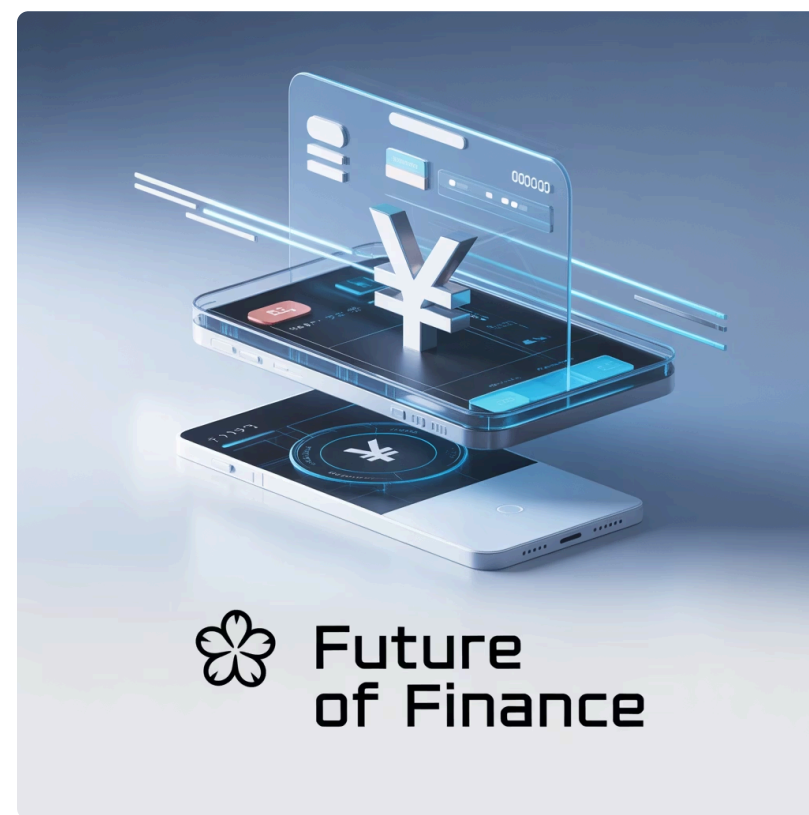
これらを総合すると、BI＋医療介護＋教育の追加公費負担は概ね150兆円前後と推計されます。現行制度の財源から転用できる約99兆円を差し引くと、50～60兆円規模が新たに必要な純追加財源と考えられます。

決済税の税収見込み

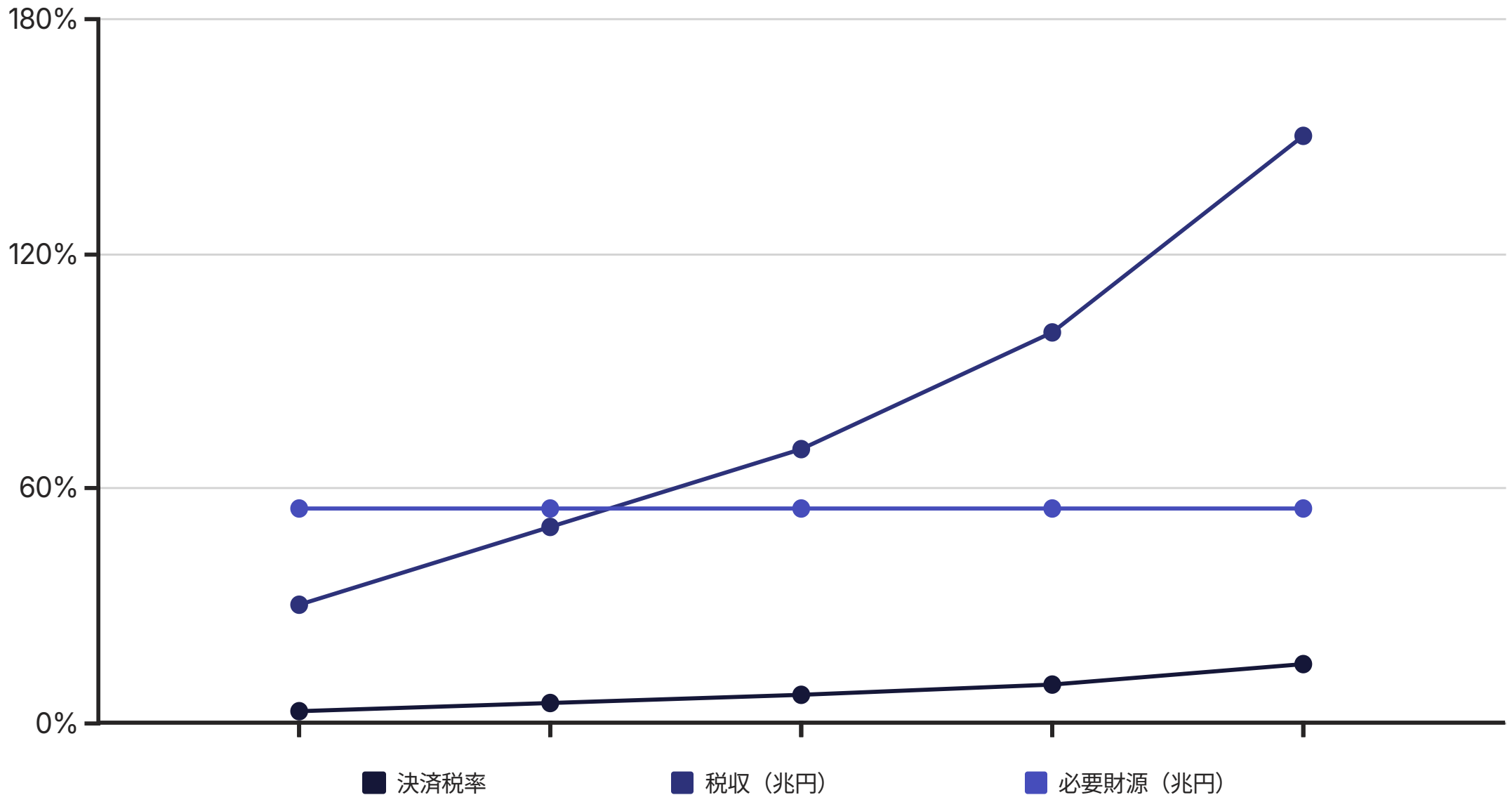
決済税の税率設定次第では、必要な財源を十分に確保できる可能性があります。CDBS計画では、日本国内のあらゆる決済（家計消費、企業間取引、資産取引など）の総額を課税ベースとします。

日本の名目GDPは約550兆円ですが、これは付加価値ベースであり中間取引を含めた決済総額はGDPの数倍になると考えられます。仮に年間総決済額を1000兆円と見積もると、税率5%で50兆円、10%で100兆円、15%で150兆円の税収が得られる計算です。

仮に税率7%とすると税収は約70兆円となり、前述の純追加財源50～60兆円をほぼカバーできる見込みです。さらに既存の歳出削減分（5兆円超）も充当すれば、概ね収支バランスは取れる計算になります。



決済税率と必要財源の関係



決済税は課税ベースが極めて広範囲（あらゆる取引）であるため、はるかに低い税率で同等の税収を確保し得る点が強みです。さらに、徴税はCBDCを介した自動課税で行われ滞納も発生しないため、徴収コストの削減と税収の安定性にも優れます。

CDBS導入後の政府歳出入構造

歳出構造の変化

歳出面では、最も大きな支出項目が「国民へのBI給付（約150兆円）」となり、次いで医療・介護の公費負担、教育費、防衛・公共投資等その他一般歳出と続く構成に転換します。

現行では年金給付や医療給付は社会保険料収入と税金で賄われていますが、CDBS下ではそれらがすべて決済税収に一本化されるため、歳入面は「決済税収のみ」という極めてシンプルな形になります。

財政収支への影響

財政収支については、決済税率の設定如何で収支均衡も可能と考えられます。CDBS計画では、初期段階は低税率（1～3%）で試行し、旧税と併存させながら徐々に税率を上げて最終的に一本化するロードマップが示されています。

決済税という極めて強力な徴税手段を得ることで、財源捕捉率100%かつ徴収コスト極小の安定財源が実現できる点はCDBSの大きな利点です。

結論：CDBS導入の総合評価

家計部門への影響

ほぼ全ての世帯で現行より可処分所得が増加します。特に低所得層、子育て世帯、扶養家族の多い世帯ほど増加幅が大きく、生活水準の向上が見込まれます。

課題と留意点

制度転換に伴う所得配分の変化によって生じる課題（高齢富裕層への配慮、富裕層優遇との批判など）や、CBDC徹底利用に対する国民のプライバシー不安、地方自治の解体に対する反発など社会的ハードルも存在します。



再分配・社会保障

BIと決済税による新たな再分配システムは、「無条件かつ公平」である点が大きな特徴です。従来問題となっていた制度の谷間や申請漏れによるセーフティネットからの脱落者が原理的に発生しなくなります。

財政・経済

単一決済税への移行により、税収の捕捉率100%・徴収コスト激減という理想的な財政基盤が得られます。適切な税率設定（例えば7~10%）を行えば、BI給付や医療無償化に要する巨額の財源も十分に確保可能です。

CDBS構想は現行制度が抱える持続不可能性（財政悪化や少子高齢化による負担増）、非効率性（重複行政や煩雑な給付）を一挙に解決し得る野心的なプランです。その実現には慎重な試行と制度の磨き上げが求められるでしょう。